

鞍手町競争入札等に関する基本的事項を定める規則

平成31年3月29日鞍手町規則第5号

改正 令和4年3月29日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号）その他関係法令の定めるもののほか、鞍手町が実施する競争入札等に関し基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査、建設コンサルタント及び除草業務に関する事業をいう。
- (2) その他の事業 前号に掲げるもの以外の製造の請負、財産の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）において、町が発注し競争入札に付する全ての事業をいう。
- (3) 公募型指名競争入札 指名に先立ち発注者が事業者の参加を公告等により募り、参加希望者の技術力などを判断するための技術資料等（以下「技術資料等」という。）の提出を求め、技術資料等を基に指名する事業者を決定する指名競争入札の方式をいう。
- (4) 通常型指名競争入札 前号に掲げる方式によらない指名競争入札の方式をいう。
- (5) プロポーザル 発注者が事業者の参加を公告等により募り、又は発注者があらかじめ過去の実績等から判断して適切と思われる事業者を指名し、技術資料等の提出を求め、技術資料等を基に受注者を選定する方式をいう。

(入札等方式)

第3条 町が実施する競争入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の規定に該当する場合に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方式によることができる。ただし、第1号に該当する建設工事等であって、特に急施を要するものについては、通常型指名競争入札方式によることができる。

- (1) 予定金額1億5千万円以上の建設工事等 公募型指名競争入札方式
- (2) 予定金額1億5千万円未満の建設工事等 通常型指名競争入札方式
- (3) その他の事業 通常型指名競争入札方式

2 建設工事等のうち景観、デザイン、工法等において技術的工夫が求められ

る公共施設の建築や公共用地の造成に係る基本構想、基本計画又は基本設計の設計及び建設コンサルタント業務の委託については、プロポーザル方式により受注者を選定することができるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格等)

第4条 競争入札に参加する者に必要な資格は、鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程（平成31年鞍手町告示第49号。以下「資格指名規程」という。）の定めるところによるものとする。

第5条 競争入札参加の申出を行った者について、指名競争入札に参加する者（以下「指名入札者」という。）を選定するときは、資格指名規程を遵守し公正かつ公平に行わなければならない。

第6条 一般競争入札に参加する者（以下「一般入札者」という。）に必要な資格は、契約の種類に応じ当該入札の都度これを定め公告することとする。

(入札通知)

第7条 指名入札者を選定したとき、又は一般入札者の資格を確認したときは、競争入札通知書（様式第1号）により当該指名入札者又は一般入札者に通知するものとする。

(予定価格及び最低制限価格の公表等)

第8条 町が競争入札に付するときに定める予定価格及び必要に応じて定める最低制限価格の公表等は、次表に掲げるとおりとする。

契約の種類		予定価格	最低制限価格
建設工事等	予定金額1億5千万円以上の建設業法第2条第1項に規定する建設工事	事後公表	設定し事後公表
	予定金額1億5千万円未満の建設業法第2条第1項に規定する建設工事及び除草業務	事前公表	設定し事前公表
	測量、設計監理、地質調査及び建設コンサルタント業務	事後公表	設定しない
その他の事業	製造の請負	事後公表	設定し事後公表
	財産の買入れ	事後公表	設定しない
	その他の契約	事後公表	設定しない
財産の売払い		事前公表	設定しない

第9条 前条の予定価格（最低制限価格を設定する場合には最低制限価格を含む。以下同じ。）が決定したときは、予定価格調書（様式第2号）を作成し、封筒に入れて封印し、施錠できる場所に保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する場合には、封入及び施錠保管を必要としない。

(入札回数の制限)

第10条 競争入札の入札回数は、再度入札を含めて3回を限度とするものとする。ただし、予定価格を事前公表する場合にあっては1回とするものとする。

(入札結果等の公表)

第11条 競争入札の透明性をより高めるため、町が実施する全ての競争入札の結果について、入札結果調書(様式第3号)により契約担当部署での閲覧に供すほか、当該入札結果に基づく契約及び随意契約(政令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を除く。)の状況を町公式ホームページへ掲載し公表するものとする。

(改正の報告)

第12条 町長は、第3条及び第8条の規定を改正したときは、直近の鞍手町議会に当該改正の内容を報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に入札の公告又は入札者の指名通知を行っている同日以後の契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月29日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に入札の公告又は入札者の指名通知を行っている同日以後の契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

施行（起工・起案）第 年 月 日 号																						
様 鞍手町長 （指名・一般）競争入札通知書																						
指名競争入札の入札者として指名したので（一般競争入札の参加資格を確認したので）、別途設計図書等及び現場その他関連する事項を熟知及び熟覧のうえ、下記により入札されるよう通知します。																						
記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">1. 事業名及び工事（業務）名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 履行場所又は品名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 入札（開札）場所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 入 札 日 時</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 開 札 日 時</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6. 入札保証金減免の有無</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7. 履行期限（工事期間）</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8. 設計図書等配布</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9. 契約書提出期限</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">10. 予 定 価 格</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">（ ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">11. 最低制限価格</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	1. 事業名及び工事（業務）名		2. 履行場所又は品名		3. 入札（開札）場所		4. 入 札 日 時		5. 開 札 日 時		6. 入札保証金減免の有無		7. 履行期限（工事期間）		8. 設計図書等配布		9. 契約書提出期限		10. 予 定 価 格	（ ）	11. 最低制限価格	
1. 事業名及び工事（業務）名																						
2. 履行場所又は品名																						
3. 入札（開札）場所																						
4. 入 札 日 時																						
5. 開 札 日 時																						
6. 入札保証金減免の有無																						
7. 履行期限（工事期間）																						
8. 設計図書等配布																						
9. 契約書提出期限																						
10. 予 定 価 格	（ ）																					
11. 最低制限価格																						
特記事項： <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>																						
（備考） 1 入札の内容によって、各項目の必要のない部分は記載しないこと。 2 この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成すること。																						

予 定 価 格 調 書

施行（起工・起案）番号 施行（起工・起案）第 号

事 業 名 _____

工事名又は業務名 _____

予 定 価 格 ¥

入札書比較価格（税抜） ¥

最低制限価格 ¥

最低制限価格（税抜） ¥

上記の金額を予定する。

年 月 日

契 約 権 者

④

